

廃炉発官 R 5 第 5 1 号
令和 5 年 7 月 6 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」及び「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

滞留水処理・床面露出を実施するために、現在プロセス主建屋、高温焼却炉建屋が担っている機能（バッファ）を有する建屋滞留水一時貯留タンク設備を設置する。建屋滞留水一時貯留タンク設備設置に伴い、以下の通り変更を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画

2.5 汚染水処理設備等

本文

- ・滞留水一時貯留タンク設備設置に伴う記載の追加, 削除及び変更
- ・記載の適正化

添付資料－1

- ・滞留水一時貯留タンク設備設置に伴う記載の追加, 変更

添付資料－1 8

- ・滞留水一時貯留タンク設備設置に伴う記載の変更

添付資料－2 2

- ・滞留水一時貯留タンク設備設置に伴う記載の変更

添付資料－3 0

- ・滞留水一時貯留タンク設備設置に伴う記載の変更

添付資料－3 2

- ・滞留水一時貯留タンク設備設置に伴う新規記載

III 特定原子力施設の保安

第3編（保安に係る補足説明）

2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明

2.2 線量評価

2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量

- ・滞留水一時貯留タンク設備設置に伴う記載の追加

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集

別冊5 汚染水処理設備等に係る補足説明

I 汚染水処理設備等の構造強度及び耐震性について

- ・滞留水一時貯留タンク設備設置に伴う記載の追加
- ・記載の適正化

II 2.5汚染水処理設備等の寸法許容範囲について

- ・変更なし

以 上